

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 果樹病害虫共同防除施設補助金交付規則
- ◇告示 建設業者の登録まつ消

土地の公用廃止

## 規則

果樹病害虫共同防除施設補助金交付規則をここに公布する。

昭和三十一年十一月九日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第七十九号

果樹病害虫共同防除施設補助金交付規則

（目的）

第一条 この規則は、果樹園経営者の果樹の病害虫共同防除施設の造成または取得を促進するため、県がその資金の一部を補助し果樹の増産に資することを目的とする。

（補助金の交付）

第二条 知事は、果樹園経営者が三町歩以上の集団地に共同して病害虫防除施設を造成または取得する場合、当該施設に要する資金に対し、この規則により予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、他の法令により補助金を受ける場合はこの限りでない。

2 前項の病害虫防除施設は原動機、動力噴霧機、配管設備および薬液調整タンクを備えるものでなければならぬ。

（補助金の額）

第三条 補助金の額は、一共同防除施設につき五万円以内とする。

（交付の申請）

第四条 補助金の交付を受けようとするものは補助金交

付申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて毎年六月三十日までに知事に提出しなければならない。

一 事業計画書（様式第二号）

二 収支予算書（様式第三号）

三 その他知事が必要と認める書類

（事業の中止等）

第五条 補助金の交付を受けたものが事業の中止もしくは廃止をしようとする場合または事業計画に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（事業完了の報告）

第六条 補助金の交付を受けたものは、事業完了後翌年度四月三十日までに事業成績書（様式第四号）および収支決算書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第七条 補助金の交付を受けたものが次の各号の二に該当する場合には、知事は、補助金の全部または一部の

返還を命ずることができる。

一 この規則に違反したとき

二 補助金交付の条件に違反したとき

三 施設が不適当と認められるとき

四 資金の支出額が予算額に比し減少したとき

（調査 報告）

第八条 知事は必要に応じ事業を調査しまたは報告をもとめることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第四条の申請書の提出期限は、昭和三十一年度限り十一月三十日とする。

（様式第一号）

補助金 交付 申請書

昭和 年度において果樹の病害虫共同防除施設を設置したいから補助金を交付くださるよう果樹病害虫共同防除施設補助金交付規則第四条の規定により別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 申請者 住所 氏 名 殿

（様式第二号）

果樹病害虫共同防除施設事業計画書

- 一 責任者の住所氏名
- 二 施設の設置場所
- 三 施設の概要

| 果樹の種類<br>（樹令の割合） | 実 利 用 戸 数 | 面 積 |   | 機 器   |       | 噴 霧 機   |       | 移動 配管またはホース |       | 薬剤調整用タ |     | その他 撒布 能力 |     | 一 時 間 | 備 考 |
|------------------|-----------|-----|---|-------|-------|---------|-------|-------------|-------|--------|-----|-----------|-----|-------|-----|
|                  |           | 反   | 積 | 原 動 機 | 別 新 旧 | 機 名 台 数 | 別 新 旧 | 機 名 台 数     | 別 新 旧 | の 固 定  | 個 数 | 容 量       | 設 備 |       |     |
| 年生               | 戸         | 馬 力 | 台 | 馬 力   | 台     | 台       | 台     | 台           | 台     | 米      | 個   | 石         | 石   | 石     |     |

- 四 工事の着工およびしゅん工予定
- 着工予定期日 昭和 年 月 日
- しゅん工予定期日 昭和 年 月 日
- 五 現地の略図と設計書（別紙に添付すること）

(様式第三号)

収 入 収 支 予 算 (決 算) 書

| 科 目           | 予 算 額 | 備 考 |
|---------------|-------|-----|
| 一 県 費 補 助 金   |       |     |
| 二 申 請 者 負 担 金 |       |     |
| 三 そ の 他       |       |     |
| 計             |       |     |

支 出

| 科 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| 計   |       |     |

注 1 備考欄には経費算出基礎を記載すること

2 決算書の場合は予算に対する比較増減を記載すること

(様式第四号)

果樹病虫害共同防除施設事業成績書

一 責任者の住所氏名

二 施設の設置場所 (交通の便を附記すること)

三 施設概要

| 果樹の種類<br>および<br>樹令 | 割合 | 年生<br>% | 戸 | 反 | 馬力 | 台 | 台 | 米 | 個 | 石 | 石 | 利 用 戸 数 |       | 実 施 面 積 |       | 施 設   |       | 概 要       |               | 備 考 |
|--------------------|----|---------|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---------|-------|---------|-------|-------|-------|-----------|---------------|-----|
|                    |    |         |   |   |    |   |   |   |   |   |   | 原 動 機   | 別 新 旧 | 機 名 台 数 | 別 新 旧 | 噴 霧 機 | 移動 固定 | 配管 またはホース | 薬剤調整用タンク の大きさ |     |

四 工事の着工およびしゅん工

着 工 期 日

昭和

年

月

日

しゅん工期日

昭和

年

月

日

五 現地の略図と細部設計書

## 告示

## 鳥取県告示第五百三十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から、次のように登録をまつ、消した。

昭和三十一年十一月九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

## 登録番号

登録年月日

商号または名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

まつ、消年月日

鳥取県知事登録  
（は）第三五二号昭二九、  
九、一三

日本海建設株式会社

鳥取市本町四丁目一四

木納藤兵衛

昭三一、  
九、一三

〃 第三四七号

〃 九、二

山根鉄工所

八頭郡河原町五二ノ四

山根亮之助

〃 九、二

〃 第三四八号

〃

協和建設有限公司

西伯郡西伯町法勝寺七〇一

磯田 義郎

〃

〃 第一一三号

〃 六、一八

栄電気水道工業株式会  
社

倉吉市宮川町一八五

深田 義人

〃 六、一八

〃 第一九五号

〃 八、二三

若桜建設株式会社

八頭郡若桜町若桜二九四ノ四

熊田資治良

〃 八、二三

## 鳥取県告示第五百三十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和三十一年十一月九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

## 登録番号

登録年月日

名 称

所 在 地

申請者氏名

登録まつ、消年月日

鳥取県知事登録  
（に）第一〇七号昭三〇、  
一〇、一九

有限会社松本組

鳥取市元大工町二〇

松本 権三

昭三一、一〇、三〇

## 鳥取県告示第五百三十四号

次の土地は、その用途を廃止する。

昭和三十一年十一月九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 西伯郡西伯町大字上落合字中河原三一一番地および三五一番地、三五六番一地先、  
道路および河川敷一三坪六合五勺。

（関係図面は土木部管理課に保管）